

福祉医療費受給者 各位

山口市長 伊藤 和貴
(公印省略)

福祉医療費受給者証（乳幼児用）の送付について

令和 7 年度の受給資格が決定しましたので、受給者証を送付いたします。下記事項にご留意の上、ご使用ください。

記

1 福祉医療費受給者証の提示及び助成額

令和 7 年 8 月 1 日以降に県内の医療機関等で受診される際は、**新しい受給者証をご提示ください。**

保険診療による医療費の自己負担分を全額助成いたしますので、医療機関等で一部負担金のお支払いは不要です。（提示がないと助成を受けることができません。）

2 有効期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 3 1 日まで

※令和 8 年 4 月からの就学児には令和 8 年 3 月 3 1 日までの受給者証を送付しておりますが、引き続き受給資格がある場合は、有効期間内（令和 8 年 3 月下旬予定）に令和 8 年 4 月 1 日からの受給者証（こども用）を送付する予定です。

3 その他

- (1) 健康保険情報が変わったときや加入医療保険から高額療養費等が支給されたとき、市外に転出するとき等には届出が必要です。
- (2) 山口県外の医療機関での受診や医療用補装具を購入された場合の医療費の払い戻し等の申請ができます。
- (3) 令和 7 年 7 月 3 1 日までの有効期間の受給者証をお持ちの方は、令和 7 年 8 月以降に受給者証をハサミ等で裁断して破棄してください。

◆詳しくは、二次元コードから「福祉医療のしおり」をご確認いただけます。※ペーパーレス化の推進に伴い、本年度の更新分より、「しおり」の配布をいたしません。なお、紙の「しおり」をご希望の方は、お手数ですが下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

こちらから👉



【問い合わせ先】

山口総合支所	保険年金課	福祉医療担当	0 8 3 - 9 3 4 - 2 8 0 3
小郡総合支所	総合サービス課	市民生活担当	0 8 3 - 9 7 3 - 8 1 3 1
秋穂総合支所	総合サービス課	市民生活担当	0 8 3 - 9 8 4 - 8 0 2 2
阿知須総合支所	総合サービス課	市民生活担当	0 8 3 6 - 6 5 - 4 1 1 3
徳地総合支所	総合サービス課	市民生活担当	0 8 3 5 - 5 2 - 1 1 1 3
阿東総合支所	総合サービス課	市民生活担当	0 8 3 - 9 5 6 - 0 9 9 2